わかるかわる 岡山市

岡山市広報連絡資料<レク付き資料提供>

令和6年11月8日

岡山市職員の懲戒処分等について

令和6年11月8日付で以下のとおり懲戒処分等を行いました。

1 被処分者

環境局　副主査級職員　　40代　男性

2 処分内容

減給10分の1　　6月

3 事案の概要

当該職員は、令和5年12月から令和6年9月に至るまで、計13回にわたり、自宅からの通勤及び岡山県外の実家への帰省等のため公用車(所属管理の専用車2台)を不正に利用しました。(使用距離　約 2,100 キロ)

令和6年9月6日(金)に当該公用車に給油した環境局の職員が、再度、週明けに同じ公用車を利用しようとした際、ガソリンがほとんどなくなっており、走行距離も450キロ近く進んでいたことから不審に思い所属内で調査を行ったところ、本人が不正利用を認めました。

4 処分理由

当該職員がした行為は、全体の奉仕者として、法を守り、市民の模範となり、高い廉潔性を求められる市職員にあるまじき行為であって、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

5 管理監督責任

上司である所属長1人に対し口頭による注意を行いました。

6 その他(再発防止)

職員に対し、総務局長名にて、綱紀の厳正等について文書をもって通達します。

【参考】

○　地方公務員法（抜粋）

（懲戒）

第二十九条　職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一　この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

【問い合わせ先】

岡山市　人事課　宮本・髙山　　直通086-803-1090　　内線3420